

議案第 1 号

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15, 300円」を「15, 800円」に改め、同号イ中「7, 350円」を「7, 560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301, 875円」を「310, 500円」に改める。

(野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年野田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成の公費負担に係る限度額を引き上げようとするものである。

参考資料

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年野田市条例第25号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 野田市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 野田市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった</p>

日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 8 条 野田市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、5 25 円 6 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 8 条 野田市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、5 10 円 48 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 301,875 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

○ 野田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 19 年野田市条例第 28 号）（第 2 条関係）

改 正 案	現 行
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価 <u>7 円 51 銭</u> に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価 <u>7 円 30 銭</u> に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額

を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

議案第 2 号

野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を次のように
に定める。

平成28年9月2日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

野田市精神障がい者医療費助成金支給条例（平成6年野田市条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級の障害のあるものを除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の規定は、平成27年8月1日から適用する。

提案理由

野田市重度心身障がい者医療費助成金の支給の対象外となった精神障害者保健福祉手帳1級の交付を新たに受けた65歳以上の者を野田市精神障がい者医療費助成金の受給資格者とするため、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例 (平成6年野田市条例第13号)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する者をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する者(<u>同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に定める1級の障害のあるものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

議案第 3 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成28年9月2日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

「 第2条の表野田市立清水保育所の項中 120 を 130 に改
」

め、同表野田市立南部保育所の項中「1, 214番地」を「1214番地」に

「 改め、同表野田市立北部保育所の項中 120 を 130 に改め、
」

同表野田市立尾崎保育所の項中「1, 714番地」を「1714番地」に改め、
同表野田市立福田保育所の項中「1, 648番地の6」を「1648番地の6」
に改め、同表野田市立木間ヶ瀬保育所の項中「3, 152番地1」を「315

「 2番地1」に、 90 を 100 に改める。
」

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市立保育所設置及び管理に
に関する条例第2条の表の規定（定員の欄に係る部分に限る。）は、平成28年
4月1日から適用する。

提案理由

待機児童等の解消を進めるため野田市立清水保育所、野田市立北部保育所及び野田市立木間ヶ瀬保育所の定員を拡大するとともに、併せて、用字用語の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第5号）

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
野田市立清水保育所	(略)	130	野田市立清水保育所	(略)	120
(略)			(略)		
野田市立南部保育所	野田市山崎1214番地	(略)	野田市立南部保育所	野田市山崎 <u>1, 214</u> 番地	(略)
野田市立北部保育所	(略)	130	野田市立北部保育所	(略)	120
野田市立尾崎保育所	野田市尾崎1714番地	(略)	野田市立尾崎保育所	野田市尾崎 <u>1, 714</u> 番地	(略)
野田市立福田保育所	野田市木野崎 <u>1648</u> 番地 の6	(略)	野田市立福田保育所	野田市木野崎 <u>1, 648</u> 番 地の6	(略)
野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬3152番 地1	100	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬3, 152 番地1	90
(略)			(略)		

議案第 4 号

野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
に定める。

平成28年9月2日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

「別表野田市川間公民館の項中 野田市中里556番地 を」

「野田市中里720番地 に改める。」

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

野田市川間公民館の改築に伴い、同公民館の位置に関する規定を整備しようとするものである。

參考資料

野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号）

改正案	現行
別表(第2条)	別表(第2条)
名称	位置
(略)	
野田市川間公民館	野田市中里720番地
(略)	